

令和 7 年 第 4 回 定例会
営業戦略農林水産委員会資料

(頁)

1	諸般の報告	2
2	付託案件	7

令和 7 年 12 月 9 日
営業戦略部

1 諸般の報告

(1) 観光誘客の促進

① 茨城空港の状況

ア 令和7年度の旅客数

令和7年4月から9月までの茨城空港の旅客数は、過去最多を記録した前年度の同時期と比較し、7.1%増の約41万7千人。

【R7とR6の旅客数の比較（4月～9月）】※速報値 (単位：人)

年度	国内線			国際線			合計		
	R6	R7	R7/R6比	R6	R7	R7/R6比	R6	R7	R7/R6比
旅客数	358,269	371,179	+3.6%	30,757	45,499	+47.9%	389,026	416,678	+7.1%

イ 茨城－上海路線の運休

春秋航空が運航する茨城-上海路線について、令和7年11月27日（木）から令和8年3月28日（土）まで運休。

ウ 茨城空港発着チャーター便の運航

フジドリームエアラインズ（F D A）により、チャーター便の運航を実施。

<4月～11月までの運航実績>

運航件数：9件

運航地：小牧（3件）、花巻・青森、岡山、小松（2件）、隠岐、山口宇部

<12月以降の運航予定>

運航件数：4件

運航地：広島（3件）、松山

エ 茨城－ソウル（仁川）^{インチョン}路線就航記念セレモニーの開催

令和7年11月12日にエアロKによる茨城－ソウル（仁川）^{インチョン}路線が新規就航し、記念セレモニーを開催。

・出席者：大井川知事、津野エアロK成田支店長、西野県議会議長、島田小美玉市長、矢野空港長 他5名



花束贈呈



テープカット

② 韓国における知事トップセールス

新たにエアロKによる茨城－ソウル（仁川）路線が令和7年11月12日に就航した機会を活かし、韓国との相互交流拡大に向けたトップセールスを行うため、知事が初便にて訪韓。

・期 間：令和7年11月12日（水）～14日（金）

・結 果：エアロKと茨城－ソウル（仁川）路線の活性化に係るMOU（覚書）の締結及び韓国メディアを対象としたメディアカンファレンスを開催し、茨城県の観光の魅力を発信。

さらに、忠清北道の金榮煥知事や清州市の李範錫市長、
清州市観光協議会の孫漢俊会長と会談し、相互交流の更なる
拡大について協力していくことを確認。



エアロKの姜CEOと
路線活性化に係るMOU（覚書）締結



メディアカンファレンスの様子



忠清北道 金知事との会談



清州市 季市長との会談

③ いばらきネクストツーリズム推進事業の実施状況

ア 差別化コンテンツの確立

本県ならではのコンテンツを磨き上げ、「珠玉の企画」として旅行商品を造成し、国内外に広く販売するとともに、観光イメージの形成・ブランディングを推進することにより、「魅力ある観光地域づくり」を促進する。

○ 珠玉の企画（第1弾）の主な販売状況について

- ・コキア花絶景周遊ツアー：
韓国向けツアーが定員の20名完売、追加募集し28名で催行
- ・いばらきフラワーパークローズファームリトリートステイ：
高額プランにも関わらず10月販売分が完売、冬は販売中
- ・陶芸作家Keicondoの世界にふれる笠間の滞在型アートトリップ：
作家のファンが台湾から5組10名宿泊（予定含む）

○ 珠玉の企画（第2弾、第3弾）の造成状況について

ツアー名称・販売料金・主催	催行日	概要
<第2弾> 旬彩と酒蔵めぐりの休日 ・日帰り30,000円（税込）/人 ・1泊2日130,000円（税込）/人～ 主催：（株）タビットツアーズ	（日帰り） 令和8年1月17日、24日 2月1日 (1泊2日) 令和8年2月7日～8日、 21日～22日	関東屈指の酒処・茨城の 酒蔵を巡り日本酒文化を 体験する、県内発着 (日帰り)・東京発着 (1泊2日)のバスツア ー
<第2弾> 日本初の“泊まれる植物園”で ボタニカルリゾートステイ 約20,000円（税込）/人～ 主催：（株）ボタラシアンリゾート	令和7年11月29日～ 令和8年4月30日 の宿泊予約受付中	11月29日にグランドオープ ンした 「THE BOTANICAL RESORT 林音」の宿泊体験
<第3弾> 梅薫る「偕楽園」絶景体験 約35,000円/人～ 主催：水戸の梅まつり実行委員会	令和8年2月27日～3月15日 の金、土、日 計6日程	「偕楽園 UME The Lights 2026」や「水戸の梅大使」 園内ガイドツアーを通して 偕楽園を満喫できる期 間限定の特別宿泊プラン
<第3弾> 自然×幻想的なアートに包まれた 珠玉の宿泊体験 ・コテージ36,300円（税込）/人～ ・グランピング25,300円（税込）/人～ 主催：（株）創輝	概ね3か月後の月末まで 宿泊予約受付中	昨年9月にオープンした 「チームラボ幽谷隠田跡」 の鑑賞と「五浦幽谷隠田 跡温泉」の宿泊体験

イ 観光イメージの形成・ブランディングの推進

- テレビアニメ『薬屋のひとりごと』とコラボしたプロモーションの主な実施状況について

- ・コラボムービーは8月の公開から1か月で10万回以上再生
- ・令和7年10月25日（土）から令和8年1月18日（日）まで、県内各地10か所を巡るコラボスタンプラリーを開催中

参加者数：約1万人（11月24日（月・祝）現在）

SNS投稿数（一般参加者等による投稿）：延べ8,000件以上

SNS閲覧数（観光いばらきX）：関連投稿は計100万回以上閲覧

- ・令和7年11月16日（日）からの2週間、JR山手線1編成をジャックしたアドトレインを運行



スタンプラリースポット一覧



山手線アドトレインイメージ

(2) ブランド化・販路拡大の取組

① 栗のPR

ア 笠間マロンコレクション2025

県内の菓子店16店舗のモンブラン、和菓子、菓子パンなど笠間の栗を使用したスイーツを一堂に集めて、都内でPR販売を実施。

【開催概要】

- ・期間：令和7年10月29日（水）～11月4日（火）
- ・会場：ルミネ池袋 B1 プリズムガーデン

イ アフタヌーンティー企画

本県が栗の日本一の産地であることをPRするため、栗渋皮煮や栗ようかんなど栗本来の味わいが楽しめるアフタヌーンティー企画を都内で実施。

【開催概要】

- ・商品名：「日本一の栗産地が贈る 笠間の和栗が奏でる贅沢和栗づくし 秋を感じるアフタヌーンティー」
- ・期間：令和7年9月25日（木）～28日（日）
- ・場所：IBARAKI sense内 カフェコーナー
- ・価格：3,300円（税込）
- ・メディア露出：首都圏ネットワーク（NHK）等 54件

② 栗の販路拡大

- ミシュランガイドに掲載されるフレンチの名店「モノリス」で「茨城県産栗」と「常陸牛煌」を使用したメニューフェア初開催
 - ・期間：令和7年11月17日（月）～11月30日（日）
- 高級スーパー「紀ノ国屋」で茨城県産栗の量り売り初実施
 - ・期間：令和7年10月10日（金）～10月20日（月） 5店舗
- 高級果実専門店「京橋千疋屋」で「飯沼栗」販売
 - ・期間：令和7年11月6日（木）～11月30日（日） 5店舗

令和 7 年 11 月 28 日 開 会

①

令和 7 年 第 4 回 茨城県議会 定例会議案

茨 城 県

第135号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県大洗マリンタワー	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第136号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立国民宿舎「鶴の岬」	水戸市笠原町978番25 公益財団法人茨城県開発公社	令和8年4月1日から
茨城県立カントリー クラブ「鶴の岬」	理事長 飯塚 博之	令和18年3月31日まで

令和7年11月28日提出

茨城県知事 大井川 和彦

令和 7 年 11 月 28 日 開 会

⑥

令和 7 年 第 4 回 茨城県議会 定例会議案

(第 3 綴)

茨 城 県

款	項	補正前の額	補正額	計
10 営 業 戰 略 費		6,760,119	41,324	6,801,443
	1 営業企画・広報費	1,083,334	14,718	1,098,052
	2 誘客・販路拡大 推進費	3,834,797	18,161	3,852,958
	3 国際ビジネス推進費	1,841,988	8,445	1,850,433
11 立 地 推 進 費		15,361,245	18,889	15,380,134
	1 立地推進費	15,361,245	18,889	15,380,134
12 商 工 費		98,103,528	66,614	98,170,142
	1 産業政策費	92,095,726	34,645	92,130,371
	2 技術振興費	2,780,011	26,990	2,807,001
	3 中小企業費	3,227,791	4,979	3,232,770
13 土 木 費		104,933,092	206,374	105,139,466
	1 土木管理費	4,040,561	197,110	4,237,671
	3 河川海岸費	21,855,424	3,385	21,858,809
	6 住宅費	4,033,687	5,879	4,039,566
14 警 察 費		67,496,252	1,511,485	69,007,737
	1 警察管理費	60,793,088	1,511,485	62,304,573
15 教 育 費		284,291,243	6,453,459	290,744,702
	1 教育総務費	56,481,909	367,853	56,849,762
	2 小学校費	84,099,766	2,639,026	86,738,792
	3 中学校費	46,936,312	1,433,449	48,369,761
	4 高等学校費	61,245,592	1,308,378	62,553,970
	5 特別支援学校費	29,571,037	704,753	30,275,790
歳出合計		1,276,512,083	9,459,352	1,285,971,435

営業戦略部資料 2

令和 7 年第 4 回定例会
営業戦略農林水産委員会資料

(頁)

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 【付託案件】 指定管理者の指定について
(茨城県大洗マリンタワー) | 2 |
| 2 | 【付託案件】 指定管理者の指定について
(茨城県立国民宿舎「鶴の岬」、
茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」) | 5 |

令和 7 年 12 月 9 日
営業戦略部

提出議案（条例は除く）の概要

営業戦略部 営業企画課

議案の名称	指定管理者の指定について（茨城県大洗マリンタワー）
1 予算額	一
2 現況・課題	<ul style="list-style-type: none">・茨城県大洗マリンタワーは、県民が港と海に親しみながら、その理解を深めることを目的として設置。・「茨城県大洗マリンタワーの設置及び管理に関する条例」に基づき、平成18年度から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行っている。
3 必要性・ねらい	茨城県大洗マリンタワーの指定管理期間が令和7年度末をもって満了するため、令和8年度からの指定管理者の指定を行うもの。
4 内容	<p>(1) 指定の内容</p> <ul style="list-style-type: none">① 施設名 茨城県大洗マリンタワー② 指定管理者候補者 大洗町③ 指定管理期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日（1年間） (期間を1年間とする理由) ひたちなか・大洗リゾート構想の実現に向け、周辺地域の一体的な開発が検討されており、状況の変化に速やかに対応できるようにするため。 <p>(2) 選定方法 非公募</p> <p>(3) 非公募の理由 当該施設は大洗町が町のシンボルとして管理運営を行っている施設であり、観光振興の観点から、町の観光対策と連携した利活用を図っていく必要があるため。</p> <p>(4) 指定管理者に係る債務負担行為限度額 なし（利用料によって管理運営を行うため）</p>
5 参考事項	<p>(1) 指定管理者候補者の選定経緯等</p> <ul style="list-style-type: none">・申請者数 1団体（大洗町）・選定委員会 4名（うち外部委員2名、県側委員2名）・選定委員会開催状況 令和7年10月17日 <p>選定結果：指定管理者候補者として全会一致により選定</p> <p>(2) 選定基準</p> <ul style="list-style-type: none">・県民の平等利用の確保・施設の効用の最大限の発揮・経費の節減・業務を安定して行う物的・人的能力

参考

茨城県大洗マリンタワーの指定管理者候補者の選定結果について

営業戦略部営業企画課
(TEL029-301-3609)

茨城県大洗マリンタワーの管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県大洗マリンタワーの指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和8年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	大洗町										
2 指定期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間										
3 応募団体数	候補者を含めて1団体（非公募）										
4 選定方法											
(1) 選定委員会 委員名	外部委員：流通経済大学大学院社会学研究科 流通経済大学共創社会学部教授 幸田 麻里子 公認会計士・税理士・不動産鑑定士 安 智範 一般社団法人大洗観光協会会长 大里 明（欠席） 県側委員：総務部管財課長 鈴木 英治 営業戦略部営業企画課長 関 健一										
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査										
(3) 選定基準	<table border="1"><thead><tr><th>選定基準</th><th>審査項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 県民の平等利用の確保</td><td>・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。</td></tr><tr><td>2 施設の効用の最大限の発揮</td><td>・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。</td></tr><tr><td>3 経費の節減</td><td>・効率的な管理運営が行えるか。</td></tr><tr><td>4 業務を安定して行う物的・人的能力</td><td>・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・本施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。</td></tr></tbody></table>	選定基準	審査項目	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。	3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・本施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。
選定基準	審査項目										
1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。										
2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。										
3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。										
4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・本施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。										

		<ul style="list-style-type: none">・指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。・適切に個人情報を管理できるか。
5 選定理由		<p>選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、大洗町を指定管理者候補者として選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・計画書の内容に具体性があり、施設の設置目的を理解した内容となっており、適正に事業を遂行できる内容となっている。

提出議案（条例は除く）の概要

営業戦略部 営業企画課

議案の名称	指定管理者の指定について（茨城県立国民宿舎「鶴の岬」、茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」）
1 予算額	一
2 現況・課題	<ul style="list-style-type: none">・茨城県立国民宿舎「鶴の岬」、茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」は、県民に宿泊と休憩・教養・催事の場を供与し、保養・健康及び福祉の増進に資するため設置。・「茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例」に基づき、平成18年度から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行っている。
3 必要性・ねらい	茨城県立国民宿舎「鶴の岬」、茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の指定管理期間が令和7年度末をもって満了するため、令和8年度からの指定管理者の指定を行うもの。
4 内容	<p>(1) 指定の内容</p> <ul style="list-style-type: none">① 施設名 茨城県立国民宿舎「鶴の岬」 茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」② 指定管理者候補者 公益財団法人茨城県開発公社③ 指定管理期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日（10年間） (期間を10年間とする理由) 指定管理業務の専門性と事業の継続性を維持するためには、職員の安定的な雇用が保証されていることが必要であり、指定管理者が優秀な人材確保と育成期間を確保しながら、長期的に安定したサービスを提供することができると見込まれるため。 <p>(2) 選定方法 非公募</p> <p>(3) 非公募の理由 茨城県開発公社が所有する温泉保護施設等との一体的な管理により効率的、効果的な運営を図る必要がある。 また、宿泊利用率において、全国公営国民宿舎中、36年連続で日本一を継続しており、現在のブランド価値を維持するためにも、これまで蓄積された運営ノウハウを活用していく必要があるため。</p> <p>(4) 指定管理者に係る債務負担行為限度額 なし（利用料によって管理運営を行うため）</p>

5 参考事項	<p>(1) 指定管理者候補者の選定経緯等</p> <ul style="list-style-type: none">申請者数 1 団体（公益財団法人茨城県開発公社）選定委員会 5 名（うち外部委員 3 名、県側委員 2 名）選定委員会開催状況 令和 7 年 10 月 17 日 <p>選定結果：指定管理者候補者として全会一致により選定</p> <p>(2) 選定基準</p> <ul style="list-style-type: none">県民の平等利用の確保施設の効用の最大限の發揮経費の節減業務を安定して行う物的・人的能力
--------	--

参考

茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」
の指定管理者候補者の選定結果について

営業戦略部営業企画課
(TEL029-301-3609)

茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県立国民宿舎「鵜の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鵜の岬」の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和8年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	公益財団法人茨城県開発公社										
2 指定期間	令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間										
3 応募団体数	候補者を含めて1団体(非公募)										
4 選定方法											
(1) 選定委員会 委員名	外部委員：流通経済大学大学院社会学研究科 流通経済大学共創社会学部教授 幸田 麻里子 公認会計士・税理士・不動産鑑定士 安 智範 一般社団法人日立市観光物産協会専務理事(兼)事務局長 木下 俊雄 県側委員：総務部管財課長 鈴木 英治 営業戦略部営業企画課長 関 健一										
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査										
(3) 選定基準	<table border="1"><thead><tr><th>選定基準</th><th>審査項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 県民の平等利用の確保</td><td>・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。</td></tr><tr><td>2 施設の効用の最大限の発揮</td><td>・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。</td></tr><tr><td>3 経費の節減</td><td>・効率的な管理運営が行えるか。</td></tr><tr><td>4 業務を安定して行う物的・人的能力</td><td>・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・本施設における相当の知識又は管理実績を有している</td></tr></tbody></table>	選定基準	審査項目	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。	3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・本施設における相当の知識又は管理実績を有している
選定基準	審査項目										
1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。										
2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。										
3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。										
4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・本施設における相当の知識又は管理実績を有している										

		<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none">・指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。・適切に個人情報を管理できるか。
5 選定理由		<p>選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、公益財団法人茨城県開発公社を指定管理者候補者として選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・計画書の内容に具体性があり、施設の設置目的を理解した内容となっており、適正に事業を遂行できる内容となっている。